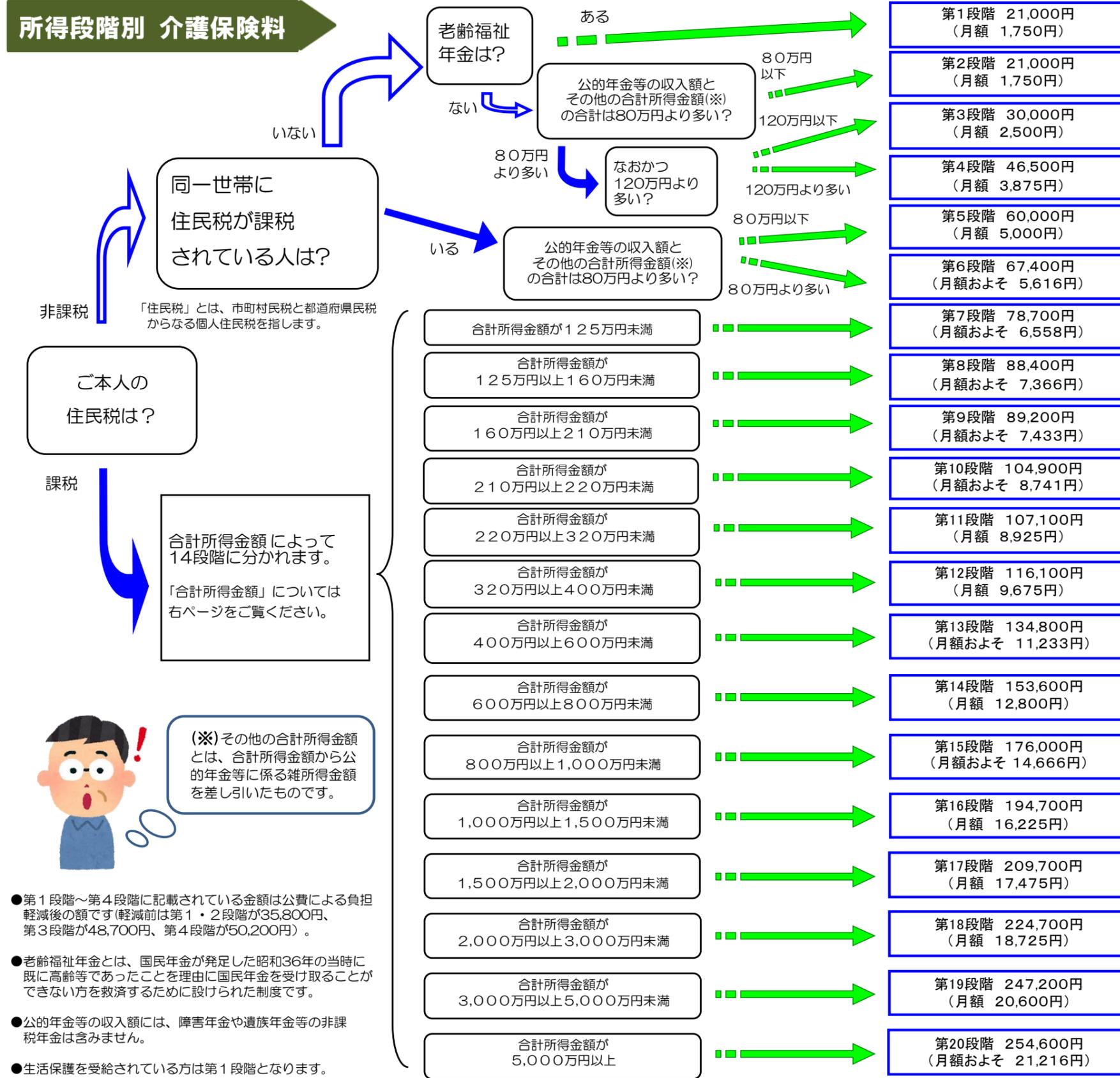


第8期（令和3～5年度）

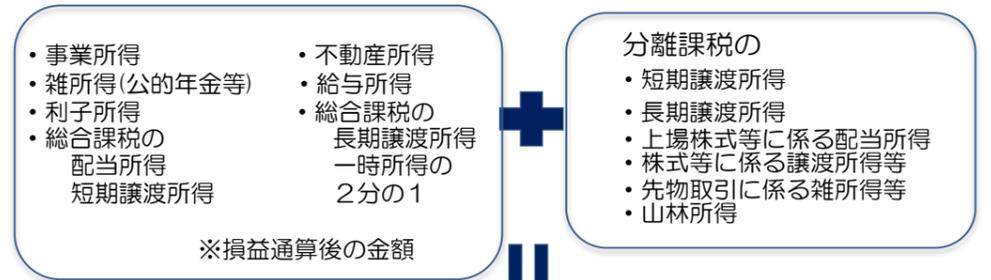
所得段階別 介護保険料



- 第1段階～第4段階に記載されている金額は公費による負担軽減後の額です(軽減前は第1・2段階が35,800円、第3段階が48,700円、第4段階が50,200円)。
- 高齢福祉年金とは、国民年金が発足した昭和36年の当時に既に高齢等であったことを理由に国民年金を受け取ることができない方を救済するために設けられた制度です。
- 公的年金等の収入額には、障害年金や遺族年金等の非課税年金は含まれません。
- 生活保護を受給されている方は第1段階となります。

合計所得金額とは

介護保険料は、被保険者本人の所得や世帯の課税状況等により算定されます。保険料の算定には「合計所得金額」を用います。



合計所得金額

※分離課税の譲渡所得の特別控除を受けている場合は、その適用前の金額が合計所得金額となりますが、介護保険料算定の際には、適用後の金額を用います。(平成30年度からの措置です)

右記の繰越控除を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

- 純損失や雑損失の繰越控除
- 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除
- 上場株式等に係る配当所得等の繰越控除
- 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除
- 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除

※令和2年度税制改正において、分離課税の譲渡所得の特別控除に、低未利用地等の譲渡(上限100万円)が含まれるようになりました。

税制改正(令和3年度からの適用分)への対応について

令和2年分以後の住民税等について、給与所得控除及び公的年金等控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げる等の税制改正が行われました。

介護保険料の算定には、地方税法上の合計所得金額(基礎控除を差し引く前のもの)を用いるため、給与収入や年金収入が以前と同じでも税制改正の影響で「合計所得金額」が増額となってしまうことがあります。

このため、保険料算定に用いる合計所得金額について税制改正の影響が生じないように介護保険法施行令の見直しが行われました。

具体的には、以下の方法で合計所得金額の調整をしようとして、介護保険料の算定を行います。

【第1段階から第6段階のかた】

その他の合計所得金額に給与所得が含まれる場合、給与所得控除後の金額(所得金額調整控除(※)の適用がある場合は控除前の金額)から10万円を控除します。

【第7段階から第20段階のかた】

合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれる場合、合計所得金額から10万円を控除します。

(いずれも、控除後の額が0円を下回る場合は、0円とします。)

(※) 所得金額調整控除とは、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円をこえる場合に適用される控除のこと。